

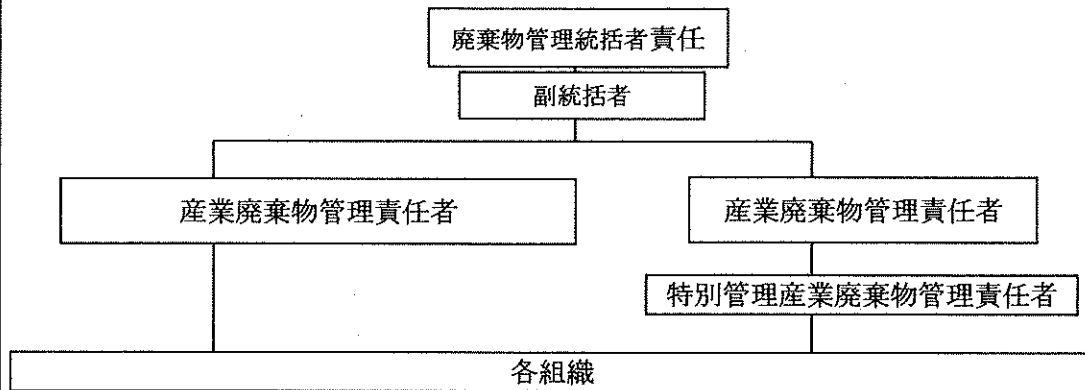
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 24 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000	
氏 名 株式会社キトー 代表者 鬼頭 芳雄	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 055-275-7529	
山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社キトー 本社工場
事業場の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般機械器具製造業 荷役運搬設備製造業
② 事業の規模	37,702百万円（単独売上高）
③ 従業員数	751名(2025年3月末日)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 事業所内の一次保管場所へ廃棄物を保管 2. 一次保管場所から最終保管場所へ廃棄物を移動し保管 3. 委託契約した収集運搬業者が、最終保管場所から中間処理業者（処理場）へ運搬 4. 委託契約した処理業者が、中間処理業者（処理場）にて中間処理し、終了

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス・陶磁器等	管理型混合廃棄物
	排出量	57.98t	116.63t	356.75t	5.41t	62.6t	109.16t	12.36t	24.89t
	（これまでに実施した取組） ・ライフサイクル延長による廃酸削減 ・分別徹底による有価物化推進 ・粉体塗装製品拡大による廃プラ削減								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス・陶磁器等	管理型混合廃棄物
	排出量	47.87t	116.63t	356.75t	5.41t	62.6t	109.16t	12.36t	24.89t
	（今後実施する予定の取組） ・木製梱包材の再利用による、木屑の廃棄抑制 ・分別徹底による有価物化推進								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 下記の7種類について、詳細区分、廃棄方法等を定め、表示等も行い分別を実施している。・汚泥・廃油・廃酸・廃乾電池・廃プラ・木屑・ガラス陶磁器
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記内容の継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第 4 面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(第5面)

②計画	【目標】	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス・陶磁器類	管理型混合廃棄物
	全処理委託量	47.87t	116.63t	356.75t	5.41t	62.60t	109.16t	12.36t	24.89t	
	優良認定処理業者への処理委託量	13.54t	116.63t	356.75t	5.41t	37.84t		12.14t		
	再生利用業者への処理委託量	34.33t				24.76t	109.16t	0.22t	24.89t	
	認定熱回収業者への処理委託量									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	(今後実施する予定の取組) ・ 定期的な処理委託先の現地確認実施 ・ 優良認定処理業者の開拓継続									
※事務処理欄										

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。